

○横浜国立大学学則（案）

〔平成16年4月1日〕
規則第201号

最近改正 平成22年●月●日規則第●号

目次

第1章 総則

- 第1節 目的及び自己評価等（第1条－第2条の2）
- 第2節 組織（第3条－第10条）
- 第3節 教職員（第11条）
- 第4節 教授会及び委員会（第12条・第13条）
- 第5節 委任規定（第14条）

第2章 学部通則

- 第1節 修業年限及び在学期間（第15条－第17条）
- 第2節 学年、学期及び休業日（第18条－第20条）
- 第3節 入学（第21条－第30条）
- 第4節 教育課程、履修方法等（第31条－第49条）
- 第5節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学、除籍等（第50条－第57条）
- 第6節 卒業及び学位の授与（第58条・第59条）
- 第7節 賞罰（第60条・第61条）
- 第8節 保健管理等（第62条・第62条の2）
- 第9節 峰沢国際交流会館及び留学生会館（第63条）
- 第10節 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、内地留学生及び外国人留学生（第64条－第70条）
- 第11節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第71条－第75条）
- 第12節 公開講座等（第76条）

附則

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等

（目的）

第1条 横浜国立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成17年法律第26号）の精神にのっとり、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の教職員以外の者による検証を行うものとする。

3 本学は、教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 前3項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究活動の状況の公表）

第2条の2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第2節 組織

（学部、学科及び課程）

第3条 本学に次の学部並びに学科及び課程を置く。

教育人間科学部	学校教育課程 人間文化課程
経済学部	経済システム学科 国際経済学科
経営学部	経営学科 会計・情報学科 経営システム科学科 国際経営学科
理工学部	機械工学・材料系学科 化学・生命系学科 建築都市・環境系学科 数物・電子情報系学科

(教育研究上の目的)

第3条の2 前条に規定する学部並びに学科及び課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第4に掲げるとおりとする。

(収容定員)

第4条 学部の収容定員は、別表第1のとおりとする。

第5条 削除

特別支援教育専攻科

(大学院)

第6条 本学に大学院を置き、大学院に研究科並びに研究科以外の基本組織としての学府及び研究院を置く。

2 大学院に関する規則は、横浜国立大学大学院学則（平成16年規則第202号）に定める。
(講座等)

第7条 第3条の学部の学科又は課程に講座又は教育プログラムを置く。

2 前項の教員組織の編制に当たっては、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在を明確にしなければならない。

3 第1項の講座及び教育プログラムは、別に定める。

(学部附属の学校及び教育研究施設)

第8条 本学に次の学部附属の学校及び教育研究施設を置く。

教育人間科学部 附属鎌倉小学校
附属横浜小学校
附属鎌倉中学校
附属横浜中学校
附属特別支援学校
附属理科教育実習施設
附属教育デザインセンター

経済学部 附属貿易文献資料センター

(附属図書館)

第9条 本学に附属図書館を置く。

(全学教育研究施設)

第10条 本学に次の全学教育研究施設を置く。

保健管理センター
R Iセンター
共同研究推進センター
留学生センター
情報基盤センター
機器分析評価センター
大学教育総合センター
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

安心・安全の科学研究教育センター
未来情報通信医療社会基盤センター
地域実践教育研究センター
統合的海洋教育・研究センター
企業成長戦略研究センター
学際プロジェクト研究センター

第3節 教職員

(教職員)

第11条 本学に次の教職員を置く。

学長
副学長
教授
准教授
講師
助教
特別研究教員
研究教員
助手
副校長
主幹教諭
教諭
養護教諭
栄養教諭
専門職員
事務職員
技術職員

第4節 教授会及び委員会

(教授会)

第12条 学部、研究科、学府及び研究院に教授会を置く。

2 第10条の全学教育研究施設に、教授会として運営委員会等を置くことができる。

(委員会)

第13条 本学に必要な委員会を置く。

第5節 委任規定

(委任規定)

第14条 本章に規定するもののほか、組織、教職員及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第15条 学部の修業年限は、4年とする。

第16条 第64条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、別に定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を前条に定める修業年限に算入することができる。ただし、その期間は、前条に定める修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第17条 学生は、第15条に規定する修業年限の2倍の期間を超えて在学することができない。ただし、第27条第1項の規定により入学した学生は、同条同項の規定により定められた在学すべき年数の2倍の期間を超えて在学することができない。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第19条 学年は、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第20条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本学の開学記念日 6月1日
- (4) 春季休業 4月1日から4月5日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
- (6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要があると認める場合は、前項第4号から第6号までに規定する休業期間を変更し、又は特別の休業日を定めることができる。

3 学長が必要であると認める場合は、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

第3節 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第22条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の志願)

第23条 本学への入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び第71条に規定する検定料を添え、所定の期日までに志願する学部に関し、願出しなければならない。

(合格者の決定)

第24条 学長は、前条の規定による入学志願者について、別に定めるところにより、各学部において選考の上、当該学部教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学の手続)

第25条 前条の規定による合格者で本学に入学しようとする者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、第71条に規定する入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第26条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(再入学、編入学及び転入学)

第27条 次の各号の一に該当する者で本学への入学を志願するものがあるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第56条、第57条第3号、第4号若しくは第5号又は第61条第3項各号の一の規定により本学の一学部を退学、除籍又は懲戒された者で、その退学、除籍又は懲戒後2年以内に当該学部にも再入学を願い出たもの
- (2) 大学を卒業し、又は退学した者で、編入学を願い出たもの
- (3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 短期大学(外国の短期大学を含む。)、高等専門学校、旧国立工業教員養成所、旧国立養護教諭養成所を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者で、編入学を願い出たもの
- (5) 学校教育法第132条の規定に該当する者で、編入学を願い出たもの
- (6) 学校教育法施行規則附則第7条の規定に該当する者で、編入学を願い出たもの
- (7) 外国において、学校教育における13年以上の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、編入学を願い出たもの
- (8) 他の大学(以下「他大学」という。)に在学する者で、当該大学の学長が転入学の志願を承認したもの
- (9) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者で、転入学を願い出たもの

2 前項の規定により入学を許可する者について、その者の既に履修した授業科目及びその履修単位数の認定(次条第1項第2号の規定により修得した単位を含む。)並びに既に行った次条第2項各号に規定する学修に係る単位の認定は、当該学部教授会の議を経て、学部長が行う。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 第26条の規定により、本学に入学した者が、入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合、教育上有益と認めるときは、当該学部教授会の議を経て、学部長は、その単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)を卒業又は中途退学した者が、当該大学又は当該短期大学において履修した授業科目について修得した単位
- (2) 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

2 第26条の規定により、本学に入学した者が、入学する前に次の各号の一に該当する学修を行っている場合、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、当該学部教授会の議を経て、学部長は、単位を与えることができる。

- (1) 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修
- (2) その他文部科学大臣が別に定める学修

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第42条及び第43条の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。この場合において、修業年限を短縮することはできない。

4 前各項に規定する授業科目及び単位数の認定に係る手続等については、各学部が定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第29条 各学部は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第15条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(準用規定)

第30条 第23条、第25条及び第26条の規定は、第27条の規定により入学する者にこれを準用する。

第4節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 本学の教育課程は、学部、学科及び課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部、学科及び課程の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第32条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(授業科目)

第33条 本学において開設する授業科目は、専門教育科目、教養教育科目及び国際交流科目とする。

(専門教育科目)

第34条 専門教育科目は、第31条及び第32条に規定する教育課程の編成方針及び編成方法により、専門基礎科目及び専門科目その他適切な科目区分を定めて編成した授業科目とする。

(教養教育科目)

第35条 教養教育科目は、教養コア科目、情報リテラシー科目、基礎演習科目、外国語科目及び健康スポーツ科目から成る授業科目とする。

(国際交流科目)

第36条 国際交流科目は、短期留学国際プログラムにより開設する授業科目とする。

(その他の授業科目)

第37条 学部は、必要があると認めるときは、講座外又は教育プログラム外の授業科目を開設することができる。

(授業の方法)

第38条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第38条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第38条の3 各学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修方法等)

第39条 学生は、各学部の定めるところにより、授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 学生は、各学部の定めるところにより他の学部又は学科の授業科目を履修することができる。

3 前項、第42条及び第55条の規定により履修した授業科目について修得できる単位並びに第28条及び第43条の規定により学部長が修得したものとみなし、又は与えることので

きる単位の合計は、60単位を超えることができない。

- 4 第58条の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第38条第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超えない場合は、60単位を超えないものとし、124単位を超える場合で、かつ、第38条第1項に規定する授業により64単位以上修得している場合は、60単位を超えることができるものとする。

(履修科目の登録の上限)

第40条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

- 2 各学部は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格取得のための履修等)

第41条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要の単位を修得した者が取得できる教育職員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

- 3 教育職員の免許状授与の所要資格取得に当たっては、第8条に規定する教育人間科学部附属教育デザインセンターとの連携協力により行うものとする。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第42条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は当該短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により他大学又は短期大学の授業科目の履修を願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、その履修を許可するものとする。

- 3 第1項の規定により他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、当該学部教授会の議を経て、学部長は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 4 前3項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第43条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議を経て、学部長は、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条及び第55条の規定により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(単位)

第44条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部規則に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部規則に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該学部教授会の議を経て、その単位を、学部長が定めるものとする。
(1年間の授業期間)

第45条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目の授業期間)

第46条 授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業科目の成績)

第47条 授業科目を履修した学生に対しては、原則として学期末に別に定めるところにより試験を行う。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況等により判定する。

3 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語で表し、それぞれの評価に対して別に定めるところによりG P (Grade Point) を与える。

(単位の授与)

第48条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀、優、良及び可を取得した学生には、所定の単位を与える。ただし、第44条第2項に規定する授業科目については、学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(委任規定)

第49条 本節に規定するもののほか、教育課程、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学、除籍等

(休学)

第50条 疾病その他特別の理由により引き続き3月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定により願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、その休学を許可する。

3 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

4 前3項に規定するもののほか、休学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学期間)

第51条 休学期間は、1年以内とし、当該学年末までとする。ただし、休学を許可された当該学年を超えて引き続き休学することを願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、1年を限度としてその休学期間の延長を許可することができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第17条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第52条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、当該学部教授会の議を経て、学長は、その復学を許可することができる。この場合、疾病の理由により休学し、その理由が消滅して復学しようとするときは、医師の診断書を提出するものとする。

2 前項の規定は、第50条第3項の規定により休学を命ぜられた者にこれを準用する。

(転学部、転科及び転課程)

第53条 学生が他の学部に転学部の志願をしようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部及び志願する学部の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 学生がその所属する学部の学科又は課程から同一学部の他の学科又は課程に転じようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。

3 第27条第2項の規定は、前2項の規定により転学部、転科又は転課程する者にこれを準用する。

(転学)

第54条 学生が他大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、理由書を添え、その所属する学部長を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があったときは、当該学部教授会の議を経て、学長は、その入学又は転入学の志願を許可する。

(留学)

第55条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学（これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学等」という。）又は外国の短期大学との協議に基づき、学生を外国の大学等又は外国の短期大学に留学させることができる。

2 第42条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により学生が外国の大学等又は外国の短期大学に留学する場合にこれを準用する。

3 前2項に規定するもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第56条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 前項の規定により願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、その退学を許可する。

(除籍)

第57条 学長は、次の各号の一に該当する者については、これを除籍する。ただし、第3号、第4号又は第5号に該当する者を除籍する場合には、当該学部教授会の議を経なければならない。

(1) 第17条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第51条第2項に規定する休学期間を超えた者

(3) 第74条の規定による入学料の全額若しくは半額の免除を許可されなかった者で、その納付すべき入学料を納付しない者又は同条の規定により入学料の徴収の猶予を許可された者で、許可された入学料の徴収の猶予期限までに納付すべき入学料を納付しない者若しくは同条の規定による入学料の徴収の猶予を許可されなかった者で、納付すべき入学料を納付しない者

(4) 第74条の規定により授業料の徴収の猶予の許可を得ないでその納付を怠り、又は同条の規定により許可された授業料の徴収の猶予期限を経過し、かつ、督促を受けてもこれを納付しない者

(5) 死亡又は行方不明の届出があった者

2 前項第4号に該当する場合の除籍については、第72条第1項に規定する前期及び後期のそれぞれの期ごとに行う。

第6節 卒業及び学位の授与

(卒業の認定)

第58条 卒業の認定は、第15条に規定する修業年限（第27条の規定により入学した者にあつては、同条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、又は第29条の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者については当該履修期間在学し、別に定めるところにより授業科目及び単位数を修得し、かつ、別に定めるところによるGPA（Grade Point Average）の基準を満たした上、学部が定める卒業の審査に合格した者について、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、学部に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）で、卒業の要件として当該学部が定める授業科目及び単位数を優秀な成績で修得し、かつ、当該学部が定める卒業の審査に合格したものについては、当該学部教授会の議を経て、学長は、その卒業を認めることができる。

3 前2項に規定する卒業の認定は、学年の終わり（学年の途中において入学した者にあつては前学期の終わり。以下この項において同じ。）に行う。ただし、学年の終わりに行う卒業の認定を受けることができなかつた者については、別に定めるところにより卒業の認定を行

う。

(学位の授与)

第59条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者に対し、学士の学位を授与する。

2 学位に関する規則は、別に定める。

第7節 賞罰

(表彰)

第60条 学生として表彰に価する行為があった者は、教育研究評議会の議を経て、学長は、これを表彰することができる。

(懲戒)

第61条 学長は、教育上必要があると認めるときは、当該学部教授会の議を経て、学生を懲戒することができる。ただし、特に必要があると認めるときは、教育研究評議会の意見を求めることができる。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 第1項及び第2項の規定による停学の期間が3月を超える場合は、第15条に規定する修業年限に算入しない。

第8節 保健管理等

(保健管理)

第62条 学生は、毎年行う定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

2 学生は、前項に規定する健康診断のほか、学校保健安全法その他の法令に基づき、本学が指示する予防接種又はその他の検査を受けなければならない。

3 本学は、前2項の規定による結果に基づき、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとるものとする。

(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第62条の2 本学は、学部、学科及び課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、本学の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制により実施するものとする。

第9節 峰沢国際交流会館及び留学生会館

(峰沢国際交流会館及び留学生会館)

第63条 本学に峰沢国際交流会館及び留学生会館を置く。

2 峰沢国際交流会館及び留学生会館の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第10節 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、内地留学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第64条 本学の学生以外の者で、学部において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者については、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項に規定する者が履修した授業科目について、当該学部長は、単位を与えるものとする。
(研究生)

第65条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者については、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

3 研究生の研究期間は1年以内とする。ただし、特別の事情により延長を許可することができる。

(聴講生)

第66条 学部において特定の授業科目を聴講することを志願する者については、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生を志願することができる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(特別聴講学生)

第67条 他大学若しくは外国の大学等若しくは短期大学若しくは外国の短期大学又は高等専門学校に在籍する者で、本学の授業科目を履修することを志願する者については、当該他大学若しくは外国の大学等若しくは短期大学若しくは外国の短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(内地留学生等)

第68条 産業教育振興法による内地留学生、特別支援教育内地留学生、現職教育のため任命権者の命により大学に派遣される教育職員（以下「現職教育内地留学生」という。）、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員又は教員研修センター研修員を志願する者については、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、産業教育振興法による内地留学生、特別支援教育内地留学生、現職教育内地留学生、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員又は教員研修センター研修員として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第69条 外国人で本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第33条に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置く。

3 第1項に規定する外国人留学生は、第4条に規定する収容定員外とすることができる。

(委任規定)

第70条 本節に規定するもののほか、科目等履修生、研究生及び聴講生等に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第71条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別表第3のとおりとする。ただし、第64条、第65条及び第66条に規定する科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定めるところによる。

(授業料等の徴収等)

第72条 授業料は、年額の2分の1に相当する額を次の2期に分けて徴収する。ただし、入学年度の前期（10月入学する者にあつては後期）又は前期及び後期に係る授業料については、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

前期（4月から9月までの分）納期 4月

後期（10月から翌年3月までの分）納期 10月

2 第61条の規定により停学を命ぜられた期間中の授業料は、徴収する。

3 第67条に規定する特別聴講学生が他の国立大学（国立短期大学及び国立高等専門学校を含む。）の学生である場合には、第1項の規定にかかわらず、授業料は、徴収しない。

4 第68条の規定による内地留学生等及び第69条の規定により入学した外国人留学生のうち国費外国人留学生については、前条及び第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。ただし、第68条の規定により入学した者のうち単位の認定を受ける者については、授業料を徴収する。

(既納の授業料等)

第73条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 個別学力検査等のうち、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行う入学者選抜において、第1段階目の選抜で不合格となった場合及び個別学力検査出願受付後に、大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該検定料を納付した者の申出により、別表第3に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

3 第72条第1項ただし書の規定により、入学を許可されるときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日（10月に入学する者にあつては入学年度の9月30日）までに入学を辞退した場合には、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により、当該授業料相当額を返還する。

（授業料等の免除及び徴収の猶予）

第74条 学長は、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、検定料を免除し、若しくは入学料、授業料又は寄宿料の全部又は一部を免除し、又は入学料若しくは授業料の徴収を猶予することができる。

（委任規定）

第75条 本節に規定するもののほか、検定料、入学料、授業料及び寄宿料の徴収及び免除並びに入学料及び授業料の徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 公開講座等

（公開講座等の開設）

第76条 本学は、教育・研究の成果を広く社会に開放し、文化の向上及び地域社会への貢献に資するため、公開講座の開設その他の学習の機会を提供するものとする。

2 前項に規定する公開講座等は、学長又は学部長等が主宰する。

3 前2項に規定するもののほか、公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 第4条別表第1の規定にかかわらず、経済学部、経営学部及び工学部の各学科の収容定員の数は、平成16年度から平成18年度までの間にあっては、次のとおりとする。

区 分		収 容 定 員		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
経済学部	経済システム学科	382	414	444
	国際経済学科	460	466	471
	経済法学科	168	110	55
	計	1,010	990	970
経営学部	経営学科			
	昼間主コース	300	300	300
	夜間主コース	62	84	106
	会計・情報学科			
	昼間主コース	280	280	280
	夜間主コース	45	30	15
	経営システム科学科			
	昼間主コース	260	260	260
	夜間主コース	45	30	15
	国際経営学科			
	昼間主コース	260	260	260
夜間主コース	45	30	15	
計	1,297	1,274	1,251	
工学部	(第一部)			
	生産工学科	560	560	560
	物質工学科	640	640	640
	建設学科	520	520	520
	電子情報工学科	580	580	580
	知能物理工学科	360	360	360
	計	2,660	2,660	2,660
	(第二部)			
	生産工学科	90	75	75
	物質工学科	90	75	75
	計	180	150	150
合 計	6,987	6,914	6,871	

(注) この表における合計の欄の数は、全学部の収容定員の合計を示す。

- 教育学部及び経済学部経済法学科は、学則第3条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学部又は学科に在学する者が当該学部又は学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 前項に規定する教育学部及び経済学部経済法学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、学則第41条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成15年3月31日以前に学部に入学者、在学者（以下この項において「在学者」という。）及び平成15年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学した者で在学者に係る授業科目の成績、単位の授与及び卒業の認定については、学則第47条第3項、第48条及び第58条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月10日規則第453号）

この学則は、平成16年6月10日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第497号）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月29日規則第11号）

この学則は、平成17年9月29日から施行する。

附 則（平成17年10月13日規則第20号）

この学則は、平成17年10月13日から施行する。ただし、第22条の改正規定は平成17年12月1日から施行し、第27条の改正規定は平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成18年2月9日規則第31号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に学部に入学者、在学者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者（以下「再入学者等」という。）に係る教養教育科目については、改正後の学則第35条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 学部が必要と認めるときは、在学者及び再入学者等に改正後の学則第35条の規定に基づき平成18年度以降の入学者（再入学者等を除く。）のために開設される授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を、改正前の横浜国立大学学則に基づく授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

附 則（平成18年10月26日規則第97号）

この学則は、平成18年10月26日から施行する。

附 則（平成19年2月22日規則第6号）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に現に学部に入学者、在学者（以下この項において「在学者」という。）及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る授業科目の成績及び単位の授与については、改正後の学則第47条第3項及び第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月22日規則第40号）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 工学部第二部は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成19年3月31日に現に在学者（以下この項において「在学者」という。）並びに平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則第4条別表第1の規定にかかわらず、工学部の各学科の収容定員の数は、平成19年度から平成22年度までの間において、次のとおりとする。

区 分		収 容 定 員			
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
工学部	(第一部) 生産工学科	560	560	560	560

	物質工学科	640	640	640	640
	建設学科	520	520	520	520
	電子情報工学科	580	580	580	580
	知能物理工学科	360	360	360	360
	計 (第二部)	2,660	2,660	2,660	2,660
	生産工学科	60	45	30	15
	物質工学科	60	45	30	15
	計	120	90	60	30
合 計		6,798	6,768	6,738	6,708

(注) この表における合計の欄の数は、全学部 of 収容定員の合計を示す。

- 4 第2項に規定する工学部第二部において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第41条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第2項に規定する工学部第二部の授業料の額については、改正前の第71条別表第3の規定は、この学則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成19年3月30日規則第72号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月12日規則第86号)

この学則は、平成19年4月12日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則 (平成19年6月28日規則第91号)

この学則は、平成19年6月28日から施行する。

附 則 (平成19年7月12日規則第100号)

この学則は、平成19年7月12日から施行する。

附 則 (平成19年12月13日規則第131号)

この学則は、平成19年12月13日から施行する。

附 則 (平成20年2月28日規則第7号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日規則第44号)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月26日規則第9号)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日規則第15号)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成21年3月31日以前に工学部に入学し、在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成21年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、改正後の学則第41条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月11日規則第30号)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年●月●日規則第●号)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び附則第2項の規定は、平成22年●月●日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

- 2 教育人間学部地球環境課程、マルチメディア文化課程、国際共生社会課程及び工学部は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日に現に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第4条別表第1の規定にかかわらず、教育人間科学部人間文化課程、地球環境課程、マルチメディア文化課程、国際共生社会課程並びに理工学部及び工学部の各学科の収容定員の数は、平成23年度から平成25年度までの間にあつては、次のとおりとする。

学部名	学科・課程・コース名	収容定員		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
教育人間科学部	学校教育課程	920	920	920
	人間文化課程	150	300	450
	地球環境課程	150	100	50
	マルチメディア文化課程	270	180	90
	国際共生社会課程	270	180	90
	計	1,760	1,680	1,600
理工学部	機械工学・材料系学科	140	280	420
	化学・生命系学科	175	350	525
	建築都市・環境系学科	160	320	480
	数物・電子情報系学科	270	540	810
	計	745	1,490	2,235
工学部	生産工学科	420	280	140
	物質工学科	480	320	160
	建設学科	390	260	130
	電子情報工学科	435	290	145
	知能物理工学科	270	180	90
	計	1,995	1,330	665
合 計		6,678	6,678	6,678

（注）この表における合計の欄の数は、全学部の収容定員の合計を示す。

- 4 第2項に規定する在学者及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者に係る当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の第41条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置その他必要な事項は別に定める。

別表第1（第4条関係）

収 容 定 員

学部名	学科・課程・コース名	収容定員	入学定員	第3年次 編入学定員
教育人間 科学部	学校教育課程 人間文化課程 計	920 600 1,520	230 150 380	人 人 人
経済学部	経済システム学科 国際経済学科 計	474 476 950	115 115 230	7 8 15
経営学部	経営学科 昼間主コース 夜間主コース 会計・情報学科 昼間主コース 経営システム科学科 昼間主コース 国際経営学科 昼間主コース 計	300 128 280 260 260 1,228	75 32 70 65 65 307	
理工学部	機械工学・材料系学科 化学・生命系学科 建築都市・環境系学科 数物・電子情報系学科 計	560 700 640 1,080 2,980	140 175 160 270 745	
合 計		6,678	1,662	15

(備考) 経営学部の「昼間主コース」とは、主として昼間に授業を行うコースを、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。

別表第2 (第41条関係)

取得できる教育職員の免許状の種類

学部名	学科・課程 ・コース名	免許状の種類	免許教科・特別支援教育領域
教育人間 科学部	学校教育課程	小学校教諭 一種免許状	
		中学校教諭 一種免許状	国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、技術、 家庭、英語
		中学校教諭 二種免許状	
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、 理科、音楽、美術、書道、保健 体育、工業、家庭、英語
		特別支援学校教諭 一種免許状	聴覚障害者、知的障害者、肢体 不自由者、病弱者
	人間文化課程	中学校教諭 一種免許状	社会
		高等学校教諭 一種免許状	地理歴史 公民
経済学部	経済システム学科 国際経済学科	中学校教諭 一種免許状	社会
		高等学校教諭 一種免許状	公民
経営学部	経営学科 昼間主コース 夜間主コース 会計・情報学科 昼間主コース 経営システム科学科 昼間主コース 国際経営学科 昼間主コース	高等学校教諭 一種免許状	商業
理工学部	機械工学・材料系学 科	中学校教諭 一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭 一種免許状	数学、理科
	化学・生命系学科	中学校教諭 一種免許状	理科
		高等学校教諭 一種免許状	理科、工業
	建築都市・環境系学 科	中学校教諭 一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭 一種免許状	数学、理科、工業
	数物・電子情報系学 科	中学校教諭 一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭 一種免許状	数学、理科、情報

別表第3（第71条、第73条関係）

1 検定料及び入学料の額

区 分	検定料	入学料
学 部	17,000円	282,000円
学部昼間主コース	17,000円	282,000円
学部夜間主コース	10,000円	141,000円

2 第73条第2項に規定する2段階選抜を行う場合の検定料の額

区 分	第1段階目の選抜に係る額	第2段階目の選抜に係る額
学 部	4,000円	13,000円
学部昼間主コース	4,000円	13,000円
学部夜間主コース	2,200円	7,800円

3 転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、「1 検定料及び入学料の額」の表にかかわらず、30,000円（夜間主コースにあっては18,000円）とする。

4 授業料の額（年額）

区 分	入学年度	
	平成10年度	平成11年度以降
学 部	469,200円	535,800円
学部昼間主コース	469,200円	535,800円
学部夜間主コース	234,600円	267,900円

5 第29条の規定により、修業年限を越えて計画的に教育課程を履修して卒業をすることを認められた者に係る授業料の額

- (1) 授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- (2) 長期在学期間を認められ、授業料の年額を定められた者が学年の途中で卒業する場合の授業料の額は、(1)に定められた授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とする。
- (3) 長期在学期間を認められ、授業料の年額を定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて(1)の定めにより算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げる。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総

額を控除した額とする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間の場合には、「4 授業料の額」の表に定める授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額とする。

6 入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額

特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合の前期又は後期の授業料の額は、授業料の年額の1/2に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とする。

7 復学、転入学、編入学又は再入学の場合における授業料の額

前期又は後期中途において復学、転入学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者の前期又は後期の授業料の額は、授業料の年額の1/2に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とする。

8 学年の途中で卒業をする場合における授業料の額

特別の事情により、学年の途中で卒業する者の授業料の額は、授業料の年額の1/2に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とする。

9 退学の場合における授業料の額

後期の徴収の時期前に退学する者の授業料の額は、授業料の年額の2/3に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

10 寄宿料の額

区 分	収容定員1人当たり又は収容世帯1世帯当たりの建物（共用部分を含む。）の面積	寄 宿 料 （月 額）
居室が単身 用の場合	20㎡以上25㎡未満	4,700円
	25㎡以上	5,900円
居室が世帯 用の場合	40㎡以上50㎡未満	9,500円
	50㎡以上60㎡未満	11,900円

11 寄宿料は、寄宿舎に入居した日の属する月から退去する日の属する月まで毎月その月の分を徴収する。ただし、休業期間中の寄宿料は、休業期間前に徴収することができる。

別表第 4 (第 3 条の 2 関係)

学部、学科・課程名	教育研究上の目的
教育人間科学部	<p>人間に関わる諸課題を総合的、かつ多角的な見地から理解するとともに、知識のネットワーク技法、多元文化や共生社会に対する理解力や認識力を培い、実践的に対応する資質を身につけさせることを教育の基本理念とする。この理念に基づいた教育研究を推進し、グローバル化した 21 世紀の諸問題について、柔軟かつ創造的に対処でき、新しい社会の中核として活躍する教員と実践的職業人を育成する。また、学部教育と研究成果を持って、社会の福祉と発展に貢献する。</p>
学校教育課程	<p>学校教育課程は、急速に変化し、複雑化する現代社会における子どもと教育をめぐる諸課題を総合的に理解し、その課題を実践的、臨床的に解決できる資質を身につけた小・中学校、特別支援学校の教員を養成することを目的とする。また、教育諸科学の理論的、実践的研究を推進し、教育に反映させることによって、上記の資質を身につけた高度な専門家としての教員の養成を行う。</p>
人間文化課程	<p>人間文化課程は、先端的で横断的な人文科学や人文・社会科学の実践的応用力を通して、社会や文化の抱える複雑な課題を発見し、対話と提案によって解決する能力、社会や文化の持続的発展のために企画や立案する能力、多元的な社会や文化の媒介者として交渉する能力を備えた人材を育成することを目的とする。</p>
経済学部	<p>経済社会の重要な問題を把握し、明晰な分析力を備えて、問題解決の方向を探求する力を持ち、必要な情報にアクセスしてそれらを分析、情報発信できる力をもった人材を養成するために、経済の理論・応用や地域の制度・歴史などについて研究を行うとともに、その成果に基づいて、数学・外国語・情報処理の基礎的学力を習得させる教育、経済の理論と現実についてバランスのとれた教育、貿易港横浜を背景とした国際色が豊かな教育、グローバル化する経済の仕組みが理解できる教育、地域の固有な条件（制度・歴史・文化・環境など）を深く洞察できる教育、キャリア形成を支援する教育などを総合的体系的に行う。</p>
経済システム学科	<p>経済社会の問題を体系的に認識する能力を備えた人材を養成するために、「経済コース」では、経済原論、経済システム、ミクロ経済学、マクロ経済学などの理論分野、財政、金融、ファイナンスなどの分野、数理統計、計量経済学などの分野について体系的教育研究を行い、「法と経済コース」では、法と経済の複眼的な視野を持つ人材を育成するために、経済学と法律学の基幹的部分および経済活動に関連した法律について体系的教育研究を行う。</p>
国際経済学科	<p>グローバル化する経済の仕組みへの理解と、地域の固有な条件（制度・歴史・文化・環境など）に対する深い洞察力をもち、国際社会で活躍し、国際社会がかかえる問題の解決に貢献できる人材を育成するために、国際貿易、国際金融、公共経済学、労働経済学、経済政策、環境経済、国際関係と地域研究、世界と各国の経済史、グロ</p>

	<p>ーバル化と世界経済の構造などの分野について体系的教育研究を行う。</p>
経営学部	<p>経営学部では、経営学に関連する分野の基礎的素養の涵養に配慮しつつ、企業・組織経営にかかわる多様な知識・スキルを体系的に教育研究する。経営学の学問的性格上、大学憲章に掲げる4つの理念の中でも特に実践性を重視している。つまり、教員および企業・組織の第一線で活躍する外部実務者等による、理論と実践の両面、そしてその統合を追求する教育を施すことで、企業・組織が行う多様な計画・活動・運営・評価に関する問題発見とその創造的解決のできる能力を身につけることを目的としている。今日の高度に複雑化した社会の中で、情報を的確に分析・判断し、環境にも配慮しつつ、また国際的にも活躍できる人材、そして企業・組織でも即戦力となる人材の育成を目指している。</p>
経営学科	<p>経営学科は、グローバル化・情報化・少子高齢化・環境問題といった21世紀の諸課題に対処するという観点から、新しい企業経営の方向性を探究することのできる、多角的な視野をもった人材の育成を目指している。具体的には、経営戦略、経営組織、人的資源管理、人間行動、企業環境、コミュニケーションに関する教育研究を推進することによって、経営学を統合的・体系的に学ぶことができ、現代社会における企業経営の課題について、幅広い観点から考察できる人材を育成する。</p>
会計・情報学科	<p>会計・情報学科は、ビジネスの言語と呼ばれる会計のスペシャリストを育成することを目的としている。この目的のために、簿記・財務会計・管理会計・会計監査・公会計・生態会計・国民会計などの教育研究を推進し、これらの領域の理論と手法を用いて、①財務諸表の作成、②財務諸表を利用した企業および他の組織体の分析、および③会計情報が企業および他の組織体に与える影響の理解、が可能な人材を養成する。</p>
経営システム科学科	<p>経営システム科学科は、経営資源を有効に活用し最大限の経済的成果を生むために、統計学をはじめとする数量的手法やICT利用技術を経営上の諸問題に適用できる人材の育成を目的とし、オペレーションズ・リサーチ、オペレーションズ・マネジメント、情報システム、ファイナンス、マーケティング、マネジリアルエコノミクスなどの教育研究を推進し、これらの複数領域にまたがる幅広い知識と特定領域の専門知識、および演習やビジネスゲームを通じた実践的スキルの双方を身につけた人材を養成する。</p>
国際経営学科	<p>国際経営学科は、国際経営の基礎知識と機能別領域に関する専門知識の習得、経営諸制度・ビジネス行動の特性比較と地域に関する専門知識の習得、異文化コミュニケーションとその社会・文化的背景についての知識・技能の習得を目的に国際経営・比較経営の教育研究を推進し、日本企業の海外ビジネスという、異なる環境に配慮・適応できるビジネス人材、日本に所在する外資系企業という、海外からのビジネス組織において活動できる人材育成を目指す。</p>
理工学部	<p>理学及び工学は、人類社会の福祉と持続的発展に直接的に寄与す</p>

	<p>る使命を持つ学術分野である。社会からの様々な要請を的確に把握し、地球規模の環境問題などに対処しつつ、自然科学の真理を追究し、産業を発展させ、輝ける未来を切り拓くために研究者・技術者の果たすべき役割は大きい。実践的学術の国際拠点を目指す本学において、理工学部では、自らの専門分野における専門能力と高い倫理性を持ち、広く他分野の科学技術に目を向ける進取の精神に富む人材育成を目的とする。そのため、「独創性」「総合性」の精神のもとに基盤的学術に関する幅広い教育を取り入れ、自ら課題を探索し、未知の問題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下して解決できる、世界にはばたく人材を育成する。</p>
<p>機械工学・材料系学科</p>	<p>機械工学・材料系学科では、自然環境との調和および資源の有効利用をはかりつつ、産業の発展とヒューマンライフの向上を持続的に行うため、人類の英知として蓄えられた科学・技術を発展させ、基盤領域から先進領域にわたる学術分野で、独創性豊かな技術者、研究者を育成する。そのために、機械工学と材料工学に関する体系的教育と、基礎から応用にまたがる幅広い研究を行う。</p>
<p>化学・生命系学科</p>	<p>化学・生命系学科では、深い教養、豊かな人間性と高い倫理性を有し、化学・バイオの基礎と専門に関して国際的に通用する知識とスキルを身に付け、広く科学技術に目を向ける進取の精神に富み、それらを豊かな人類社会の実現に応用できる人材を育成する。そのために、物質・材料・プロセスの研究・開発に必要な化学、応用化学、化学工学、エネルギー、環境、安全、バイオサイエンス、バイオテクノロジーなどに関する体系的教育を行うとともに基礎から応用にまたがる幅広い研究を行う。</p>
<p>建築都市・環境系学科</p>	<p>21世紀に我々が目指すべき社会は、都市や構造物、あるいは輸送システムが、地球環境と調和しながら生態系と共生して発展してゆく姿である。建築都市・環境系学科では、建築から都市、地域生態系、海洋、地球、宇宙へと広がる人々が暮らし活動する全ての空間を対象とし、創造性、安全性、快適性、機能性を高めるための空間づくりや空間利用、宇宙までも含む空間の中の安全で快適な移動を、地域の生態系や自然環境を大切にしながら実現していくための知的体系と理論や技術を探索することを目的とする。このような社会を目指すために、高度な専門知識のみならず、創造的な感性や意欲、献身的、倫理的な精神を持ち、全体を見渡すことができる総合的な視野をあわせ持った人材を養成する。</p>
<p>数物・電子情報系学科</p>	<p>数物・電子情報系学科では、情報工学、通信工学、電気・電子工学、数理科学、物理工学の広範な分野において、主体的に課題を探索し、広い視点から総合的かつ柔軟に問題を解決できる高度な技術者・研究者を育成することを教育研究の目的とする。そのために、数学、物理学の基礎教育を充実し、さらに電子情報システム、情報工学、数理科学、物理工学における各専門分野の教育を体系的に行う。</p>

○横浜国立大学学位規則（案）

〔平成16年4月1日〕
規則第203号

最近改正 平成22年●月●日規則第●号

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、横浜国立大学学則（以下「学則」という。）第59条第2項及び横浜国立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第19条第2項の規定に基づき、横浜国立大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位及び専攻分野の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 本学において授与する学士、修士及び博士の学位には、次の各号の区分による専攻分野の名称を付記するものとする。

(1) 学士の学位

教育人間科学部

（学校教育課程）

（人間文化課程）

経済学部

経営学部

理工学部

教育

教養

経済学

経営学

理学又は工学

(2) 修士の学位

教育学研究科

国際社会科学部研究科

工学府

環境情報学府

都市イノベーション学府

教育学

経済学、経営学、国際経済法学又は学術

工学又は学術

環境学、工学、情報学、技術経営又は学術

工学又は学術

(3) 博士の学位

国際社会科学部研究科

工学府

環境情報学府

都市イノベーション学府

経済学、経営学、国際経済法学又は学術

工学又は学術

環境学、工学、情報学、技術経営又は学術

工学又は学術

3 本学において授与する専門職学位の名称は、次のとおりとする。

国際社会科学部研究科

法務博士（専門職）

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程前期2年の課程を修了した者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、本学に博士論文を提出して当該研究科又は学府の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、博士の学位を授与することができる。

（専門職学位授与の要件）

第6条 専門職学位は、本学専門職大学院の課程（大学院学則第4条第3項に規定する本学法科大学院の課程を含む。以下同じ。）を修了した者に授与する。

(修士又は博士の学位の授与に係る学位論文の提出)

第7条 第4条又は第5条第1項に規定する者の学位論文(修士又は博士の学位の授与に係る論文をいう。大学院学則第18条第1項及び第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)は、本学大学院の研究科又は学府(以下「研究科等」という。)が指定する時期までに当該研究科等の長に提出するものとする。

第8条 第5条第2項に規定する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文要旨、論文目録及び履歴書並びに論文審査手数料57,000円を添え、学位及び専攻分野の名称を指定し、当該研究科等の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから1年以内に論文を提出した場合には、論文審査手数料を免除することができる。

第9条 提出する学位論文は、主論文1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位論文を審査するため必要があるときは、参考資料を提出させることができる。

(審査の付託)

第10条 研究科等の長は、第7条の学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託しなければならない。

2 学長は、第8条の申請を受理したときは、当該教授会にその審査を付託しなければならない。

(学位論文及び論文審査手数料の不返還)

第11条 受理した学位論文及び論文審査手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(審査委員会)

第12条 教授会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、学位論文を提出した当該学生の指導教員及び関連する授業科目の教授2人以上又は学位論文の内容に関連のある専門分野の教授3人以上をもって構成する。ただし、教授会が必要であると認めたときは、関連する授業科目の教授2人以上のうち、1人は准教授をもって充てることができる。

3 教授会が学位論文の審査のため必要があると認めたときは、前項に規定する者以外の教員を審査委員として加えることができる。

(学位論文の審査の協力)

第13条 学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第14条 第4条又は第5条第1項に規定する者の学位論文の審査及び最終試験は、学生の在学期間中に終了するものとする。

2 第5条第2項に規定する者の学位論文の審査及び学力の確認は、学位の授与の申請を受理した後、速やかに終了するものとする。

(学位論文発表会)

第14条の2 教授会は、博士論文の内容について公開で発表させるものとする。

2 学位論文発表会の実施に関しては別に定める。

(最終試験)

第15条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後、学位論文を中心として、これに関連する科目について筆記又は口頭により行うものとする。

(学力の確認及び確認の特例)

第16条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、筆記又は口頭により行うものとする。

2 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、当該研究科等で定める年限内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査委員会の報告)

第17条 審査委員会は、審査を終了したときは、直ちにその結果を教授会に別紙様式第1号により、報告しなければならない。

(教授会の議決)

第18条 教授会は、前条に規定する報告に基づいて、学位の授与について議決するものとする。

2 前項に規定する議決を行う場合は、教授会構成員（海外渡航中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
(審査結果の報告)

第19条 研究科等の長は、教授会が前条第1項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第20条 学長は、学則第58条の規定により卒業の認定をした者に対し、学士の学位の授与を決定し、学位記を授与する。

2 学長は、前条に規定する報告に基づいて、修士又は博士の学位の授与を決定し、学位記を授与する。

3 学長は、別に定めるところにより、専門職大学院の課程の修了の認定をした者に対し、専門職学位の授与を決定し、学位記を授与する。

(論文要旨等の公表)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

2 前項の公表は、別紙様式第2号により行うものとする。

(学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、研究科等の長は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定によって公表する場合には、「横浜国立大学審査学位論文」又は「横浜国立大学審査学位論文要旨」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第23条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「横浜国立大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第24条 学長は、修士の学位、博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号の一に該当する場合には、教授会の議を経て、既に授与した当該学位を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 当該学位を授与された者が名誉を汚辱する行為があったとき。

2 教授会が前項の規定により学位取消しの決定をする場合には、当該教授会の構成員（海外渡航中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。

(学位記等の様式)

第25条 学位記及び学位授与申請関係の様式は、別紙様式第3号から別紙様式第9号のとおりとする。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に教育学部、工学研究科及び国際開発研究科に在学する者については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年2月10日規則第482号）

この規則は、平成17年2月10日から施行する。

附 則（平成17年12月8日規則第28号）

この規則は、平成17年12月8日から施行する。

附 則（平成18年7月13日規則第88号）

この規則は、平成18年7月13日から施行する。

附 則（平成19年3月1日規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第73号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月12日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月11日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年●月●日規則第●号）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に教育人間科学部地球環境課程、マルチメディア文化課程及び国際共生社会課程並びに工学部に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなる日までの間、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY

○第 号

学位記

BASED ON THE RECOMMENDATION OF

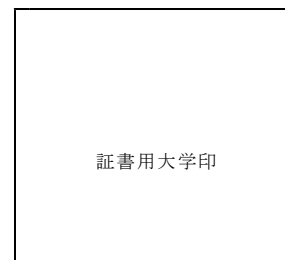
学部名

HEREBY CONFERS THE DEGREE
OF

BACHELOR OF 学位名

UPON

氏名



年 氏名 月 日生

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED
ALL REQUIREMENTS FOR THE COURSE OF

学科名・専攻分野

本学○○学部○○○○所定の
課程を修め本学を卒業したので
学士(○○)の学位を授与する

ON THIS, THE ○○ TH DAY OF ○○○
IN THE YEAR 20○○

年 月 日

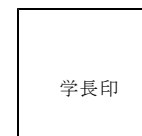
DEGREE NUMBER: 学位記番号



Official Seal of
Yokohama National University

学長の署名
○○○○ ○○○○, President
Yokohama National University

横浜国立大学長
○○ ○○



YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY

○修第 号

学位記

BASED ON THE RECOMMENDATION OF

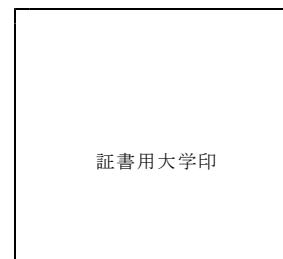
研 究 科

HEREBY CONFERS THE DEGREE
OF

MASTER OF 学 位 名

UPON

氏 名



年 氏 名 月 日生

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED

ALL PROGRAM REQUIREMENTS

IN THE FIELD OF

専攻名・専攻分野

本学大学院○○研究科○○○○
専攻の修士課程を修了したので
修士(○○)の学位を授与する

ON THIS, THE ○○ TH DAY OF ○○○
IN THE YEAR 20○○

DEGREE NUMBER: 学位記番号

年 月 日



学長の署名
○○○○ ○○○○, President
Yokohama National University

横浜国立大学長
○○ ○○



Official Seal of
Yokohama National University

別紙様式第4-2号 (博士課程前期2年の課程を修了した場合)

YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY		○修第 号
BASED ON THE RECOMMENDATION OF [研究科・学府名]		学位記
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF MASTER OF [学位名] UPON [氏名]		[証書用大学印]
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED ALL PROGRAM REQUIREMENTS IN THE FIELD OF [専攻名・専攻分野]		年 [氏名] 月 日生
ON THIS, THE ○○ TH DAY OF ○○○ IN THE YEAR 20○○		本学大学院 [研究科・学府名] ○○○○専攻及び△△△△専攻 (副専攻) の博士課程前期2年の 課程を修了したので修士(○○) の学位を授与する
DEGREE NUMBER: [学位記番号]	[大学印]	年 月 日
Official Seal of Yokohama National University	学長の署名 ○○○○ ○○○○, President Yokohama National University	横浜国立大学長 ○○ ○○ [学長印]

注 アンダーライン部分には、「環境情報学府規則第5条別表第2②複数専攻選択の場合」に規定する単位数を修得した場合に該当専攻名を記載する。

YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY

○博甲第 号

学位記

BASED ON THE RECOMMENDATION OF

研究科・学府名

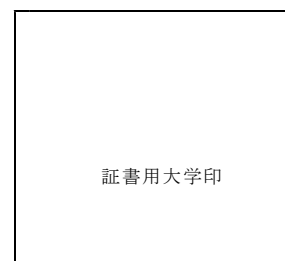
HEREBY CONFERS THE DEGREE

OF

DOCTOR OF 学位名

UPON

氏名



氏名
年 月 日生

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED

THE DOCTORAL PROGRAM

IN THE FIELD OF

専攻名・専攻分野

本学大学院 研究科・学府名
○○○○専攻の博士課程を修了した
たので博士(○○)の学位を授与
する

ON THIS, THE ○○ TH DAY OF ○○○
IN THE YEAR 20○○

DEGREE NUMBER: 学位記番号

年 月 日



Official Seal of
Yokohama National University

学長の署名

○○○○ ○○○○, President

Yokohama National University

横浜国立大学長

○○ ○○



10

YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY

博乙第 号

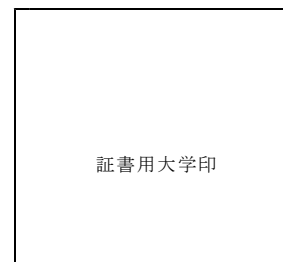
学位記

HEREBY CONFERS THE DEGREE

OF
DOCTOR OF 学位名

UPON

氏名



証書用大学印

氏名

年 月 日生

FOR HAVING SUBMITTED A DISSERTATION AND
HAVING SUCCESSFULLY FULFILLED THE REQUIREMENTS
OF THE PROGRAM AT THIS UNIVERSITY

本学にて学位論文を提出し所定の
審査及び試験に合格したため博士
(〇〇) の学位を授与する

ON THIS, THE 〇〇 TH DAY OF 〇〇〇
IN THE YEAR 20〇〇

DEGREE NUMBER: 学位記番号

年 月 日



大学印

Official Seal of
Yokohama National University

学長の署名

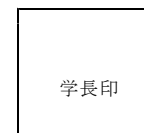
〇〇〇〇 〇〇〇〇, President

Yokohama National University

横浜国立大学長

〇〇 〇〇

学長印



別紙様式第7号

第8条の規定による申請の様式

	年 月 日
学 位 申 請 書	
横浜国立大学長 殿	
住 所 氏 名	
	印
<p>横浜国立大学学位規則第8条の規定により博士（〇〇） の学位を受けたいので、学位論文に下記書類を添えて申 請します。</p>	
記	
<ul style="list-style-type: none"> 1 論文要旨 2 論文目録 3 履 歴 書 	

12

別紙様式第8号

第8条の規定による論文目録の様式

	年 月 日
論 文 目 録	
	氏 名
	印
博士論文	
<ul style="list-style-type: none"> 1 題名 2 印刷公表の方法 3 公表の時期 	
参考論文	
<ul style="list-style-type: none"> 1 題名 2 公表の方法 3 公表の時期 	

YOKOHAMA NATIONAL UNIVERSITY

国法博第 号

学位記

BASED ON THE RECOMMENDATION OF
THE INTERNATIONAL GRADUATE SCHOOL OF
SOCIAL SCIENCES

HEREBY CONFERS THE DEGREE

OF
JURIS DOCTOR
UPON

氏 名



証書用大学印

年 氏名 月 日生

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED
THE LAW SCHOOL PROGRAM

ON THIS, **THE 〇〇 TH** DAY OF 〇〇〇
IN THE YEAR **20〇〇**

DEGREE NUMBER: 学位記番号

年 月 日

本学大学院国際社会科学研究所
法曹実務専攻における法科大学院
の課程を修了したので法務博士
(専門職)の学位を授与する



Official Seal of
Yokohama National University

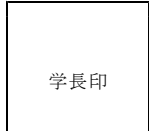
学長の署名

〇〇〇〇 〇〇〇〇, President

Yokohama National University

横浜国立大学長

〇〇 〇〇



学長印

○横浜国立大学理工学部規則（案）

平成22年●月●日

規則第●号

第1章 学科及び授業科目等

（学科及び教育プログラム）

第1条 理工学部（以下「本学部」という。）に次の学科及び教育プログラムを置く。

機械工学・材料系学科	機械工学教育プログラム 材料工学教育プログラム
化学・生命系学科	化学教育プログラム 化学応用教育プログラム バイオ教育プログラム
建築都市・環境系学科	建築教育プログラム 都市基盤教育プログラム 海洋空間のシステムデザイン教育プログラム 地球生態学教育プログラム
数物・電子情報系学科	数理科学教育プログラム 物理工学教育プログラム 電子情報システム教育プログラム 情報工学教育プログラム

（授業科目）

第2条 本学部の授業科目は、専門教育科目及び教養教育科目とする。

- 2 専門教育科目は、学部基盤科目、学科共通科目及び教育プログラム科目とする
- 3 教養教育科目は、教養コア科目、情報リテラシー科目、基礎演習科目、健康スポーツ科目及び外国語科目とする。
- 4 外国人留学生に対しては、前項に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置く。
- 5 授業科目の履修方法等は、学科又は教育プログラムが別に定める。

（単位）

第3条 横浜国立大学学則（平成16年規則第201号、以下「学則」という。）第44条の規定に基づき、本学部における授業科目の1単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、専門教育科目の実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、本学部

が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修科目の登録の上限)

第4条 本学部は、学則第40条の規定により、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を学科又は教育プログラムが別に定める。

2 各学科又は教育プログラムは、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業科目の履修)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目をその担当教員の承認を得て定め、別に定める期日までに所属する学科長に届出なければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第6条 学生が、学則第29条の規定により、長期にわたる教育課程の履修を希望するときは、別に定めるところにより、理工学部長に願い出て、許可を受けなければならない。

(副専攻プログラム(仮称))

第7条 本学部副専攻プログラム(仮称)を置く。

2 副専攻プログラム(仮称)は別に定める。

(学外実習)

第8条 各学科又は教育プログラムにおいては、授業科目の外に学外実習を課すことができる。

第2章 入学

(入学者の選考)

第9条 学則第24条の規定による本学部入学者の選考は、学力検査及び出身学校長の調査書に基づいて行う。

(編入学者の選考)

第10条 学則第27条第1項第2号の規定による編入学は本学部と同等とみなすことのできる学部等からの者に限り、前条の規定に準じて別に選考する。

第3章 認定

(卒業の認定)

第11条 学則第58条に規定する認定は、学科又は教育プログラムが定める授業科目を履修して授業科目試験により124単位数を修得し、かつ卒業に必要な授業科目においてGPA2.0以上を満たした上、卒業審査に合格することとする。なお、卒業審査の結果は、合格又は不合格で表す。

(授業科目の試験)

第12条 授業科目の試験は、担当教員が適当な方法でこれを行う。ただし、担当教員に事故あるときは、他の教員が代行することができる。

2 授業科目の試験は、その授業科目の授業が終了する学期末に行う。ただし、臨時に行うことがある。

(卒業審査の方法)

第13条 卒業審査は、論文、計画・設計若しくは実験報告及び口頭試問とする。ただし、口頭試問は、省略することがある。

(卒業審査の時期等)

第14条 卒業審査は、3年を超えて在学し、学科又は教育プログラムが別に定める授業科目及び単位数を修得した者について行う。ただし、編入学した者の在学年数についてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目の試験を特に優秀な成績で修めた者については、2年を超えて在学した者について、卒業審査をできるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第6条の規定により長期にわたる教育課程の履修を認められた者の卒業審査は、当該履修期間在学し、所定の単位を修得した者について行うものとする。

4 卒業審査を受けようとする者は、その旨を所属する学科長に届けなければならない。

5 卒業審査は、学年末に行う。ただし、在学4年を超えた者については、他の適当の時期に行うことができる。

第4章 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、内地留学生等及び外国人留学生

(科目等履修生)

第15条 学則第64条の規定による科目等履修生として入学を許可されることのできる者は、次の各号の一に該当し、本学部の選考に合格した者に限る。

- (1) 学則第22条の規定による入学資格を有する者
- (2) その他、教授会において履修能力があると認めた者

(研究生)

第16条 学則第65条第1項の規定による研究生として入学を許可されることのできる者は、次の各号の一に該当し、本学部の選考に合格した者に限る。

- (1) 学則第65条第2項の規定による入学資格を有する者
- (2) その他、教授会において研究能力があると認めた者

(聴講生)

第17条 学則第66条の規定による聴講生として入学を許可されることのできる者は、次の各号の一に該当し、本学部の選考に合格した者に限る。

- (1) 学則第22条の規定による入学資格を有する者

(2) 聴講授業科目に関係ある職業に3年以上引き続き従事した者

(3) その他、教授会において聴講授業科目について有効に授業を受ける能力があると認めた者

(特別聴講学生)

第18条 学則第67条の規定による特別聴講学生の選考は、学力検査及び在籍する他大学又は外国の大学等の成績証明書に基づいて行う。ただし、成績証明書の発行を受けることのできない場合には、推薦書をもってこれに代えることができる。

(内地留学生等)

第19条 学則第68条の規定による内地留学生等の選考は、学力検査及び在籍する機関の推薦書に基づいて行う。

(準用規定)

第20条 第15条から第17条までに規定する科目等履修生、研究生及び聴講生の選考並びに学則第69条に規定する外国人留学生の選考は、第9条の規定を準用する。

第5章 委任規定

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○横浜国立大学工学部教授会規則（案）

平成22年●月●日

規則第●号

（設置）

第1条 横浜国立大学学則（平成16年規則第201号）第12条第1項及び国立大学法人横浜国立大学組織運営規則（平成16年規則第5号）第12条第1項の規定に基づき、横浜国立大学工学部（以下「学部」という。）に、教授会を置く。

（組織）

第2条 教授会は、学部に兼務を命ぜられた本学専任の教授をもって組織する。

2 学部長が必要と認めた場合には、構成員以外の者の出席を求め意見を聴取することができる。

（審議事項）

第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）学部の授業担当に関する事項
- （2）学部の教育課程の編成に関する事項
- （3）学部の学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- （4）学部の予算、決算に関する事項
- （5）学部の中期目標、中期計画、年度計画に関する事項
- （6）その他学部長が必要と認める事項

（招集及び議長）

第4条 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

2 学部長に事故あるときは、学部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

3 議長は、教授会を主宰する。

（定例教授会）

第5条 教授会は、定日にこれを開くこととする。

（臨時教授会）

第6条 次の場合には、臨時に教授会を開くことができる。

- （1）学部長がその必要を認めたとき。
- （2）教授会構成員の10分の1以上の者から議案を提示して請求があったとき。

（会議）

第7条 教授会は、その構成員の過半数の出席で成立するものとする。ただし、学位の授与に関する事項を審議する場合は、その構成員の3分の2以上の出席がなければならない。

2 海外渡航中の者及び休職中の者並びに一月以上の長期出張中の者及び病気休暇中の者は前項

の構成員に加えない。

(議決)

第8条 教授会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(代議員会)

第9条 教授会に、学部の円滑な運営を図るため代議員会を置く。

2 第3条に掲げる事項で特に重要な事項以外の事項は、代議員会の議決をもって教授会の議決とすることができる。

3 教授会は、前項の定めるところにより代議員会により審議決定された事項について、必要に応じ説明又は報告を求めることができる。

4 代議員会に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(議事録)

第10条 教授会の議事は、これを議事録に整理登載し、毎回次の教授会においてその確認を行う。

(改正)

第11条 この規則の改正は、教授会において、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。